

# 宇治市公報

宇治市宇治琵琶33  
 発行 宇治市  
 政策経営部  
 政策総務課  
 電話 22-3141番  
 印刷 宇治市横島町吹前123-4  
 (南山城複写センター)

## 目次

### 規 則

- 規則第42号 宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例施行細則の一部を改正する規則……………(人事課) …2
- 規則第43号 宇治市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………(人事課) …2
- 規則第1号 宇治市市税条例施行規則の一部を改正する規則……………(市民税課) …2

### 告 示

- 告示第3号 公印の新調及び廃止……………(市民課) …9
- 告示第4号 公印の新調及び廃止……………(市民課) …9
- 告示第5号 電子印の登録及び廃止……………(市民課) …9
- 告示第6号 自動車臨時運行許可番号標の失効……………(市民課) …9
- 告示第7号 指定特定相談支援事業者の指定…(障害福祉課) …9
- 告示第8号 指定障害児相談支援事業者の指定……………(障害福祉課) …10

### 訓 令 甲

- 訓令甲第13号 宇治市職員時間外勤務及び休日勤務取扱規程……………(人事課) …10
- 訓令甲第14号 宇治市職員出勤表取扱規程の一部を改正する規程……………(人事課) …11

### 教 育 委 員 会

- 告示第1号 教育委員会の招集……………11

### 監 査 委 員

- 公表第15号 定期監査の結果に基づく措置の通知……………12
- 公表第1号 定期監査の結果の報告……………12

規則

宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例施行細則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和2年12月28日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第42号

宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例施行細則の一部を改正する規則

宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例施行細則（昭和28年宇

治市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（特殊勤務の報告）

第6条 所属長は、職員が条例に定める特殊勤務に服したときは、特殊勤務報告書（別記様式）により市長公室人事課長に報告しなければならない。ただし、公営企業上下水道部及び教育委員会の職員が特殊勤務に服したときは、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、別に指定する特殊勤務については、特殊勤務報告書の提出を要しない。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第6条関係）

特殊勤務報告書

年月日： 年 月 所属：

Table with 5 columns: 職員番号/職名/職員氏名, 特勤手当名, 勤務内容, 回数, 手当科目/所属/会計/款項目. The table contains multiple empty rows for data entry.

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別記様式の規定は、この規則の施行の日以後に服した特殊勤務の報告について適用し、同日前に服した特殊勤務の報告については、なお従前の例による。

（揭示済）

宇治市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和2年12月28日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第43号

宇治市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

宇治市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年宇治市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第9号中「3日」を「5日」に改める。

附則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市市税条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和3年1月6日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第1号

宇治市市税条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市市税条例施行規則（昭和60年宇治市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第12条及び第13条を削り、第14条を第12条とする。

別記様式第14号及び別記様式第15号中「場合には」を「場合は」に、「60日」を「3月」に、「異議申立てをすることができません」を「審査請求をすることができます（なお、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）」に、「異議申立てに係る決定」を「審査請求に対する裁決」に、「6箇月」を「6月」に、「。なお、処分」を「（なお、裁決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えはできなくなります。）」。なお、この処分」に、「異議申立てに対する決定」を「。上記の審査請求に対する裁決」に、「異議申立てが」を「審査請求が」に、「3箇月」を「3月」に、「決定が」を「裁決が」に、「その他決定」を「その他裁決」に、「決定」を「裁決」に改める。

別記様式第16号中「60日」を「3月」に、「異議申立てをす



3箇月」を「3月」に、「決定が」を「裁決が」に、「その他決定」を「その他裁決」に、「決定」を「裁決」に改める。

別記様式第34号及び別記様式第36号中「場合には」を「場合は」に、「60日」を「3月」に、「異議申立てをすることができず」を「審査請求をすることができます（なお、この処分の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）」に、「異議申立てに係る決定」を「審査請求に対する裁決」に、「6箇月」を「6月」に、「代表者に」を「代表者と」に

、「なお、処分」を「（なお、裁決の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えはできなくなります。）。なお、この処分」に、「異議申立てに対する決定」を「上記の審査請求に対する裁決」に、「異議申立てが」を「審査請求が」に、「3箇月」を「3月」に、「決定が」を「裁決が」に、「その他決定」を「その他裁決」に、「決定」を「裁決」に改める。

別記様式第38号を次のように改める。

別記様式第38号（第4条関係）

過誤納金還付（充当）通知書

あなたが納付された右記税目に過誤納金が生じたので通知いたします。

(注) この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に宇治市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。この処分の取消しを求める訴えは、上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に宇治市を被告として（宇治市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、裁決の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えはできなくなります。）。なお、この処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

記

Table with 4 columns: 調年, 賦年, 過年, 科目 and 1 column: 通知書番号

Table with 2 columns: 還付理由, 過誤納額

○過誤納額明細欄

Table with 6 columns: 納付日, 期別, 過誤納額, 督手, 延滞金, 合計額 and 3 rows: 加算金, 充当額, 年金保険者への還付金, 支払額

○充当額明細欄

Table with 7 columns: 調定年度, 賦課年度, 期別, 充当額, 督手, 延滞金 and 2 rows: 科目, 納税義務者, 通知書番号

還付通知番号 第 号 通知日 年 月 日 様

宇治市長 印

別記様式第45号の（表）中「お問合せは」、 「郵便番号 611-8501」、「（雨等で濡れた場合は 宇治市宇治琵琶33 宇治市役所 納税課 電話番号 代表（0774）22-3141 直通（0774）20-8720）」及び 「 を削り、

金額を訂正した場合は、コンビニエンスストアでは納付できません。

「京都府宇治市長」を「宇治市長」に改め、「お問合せ窓口は、裏面に記載しています。」を削り、同様式の（裏）を次のように改める。

(裏)

移管予告  
※指定期日までに収納の確認ができない場合は、京都地方税機構に徴収業務を移管します。

※本状到着前に納付済みの場合は、行き違いですので悪しからずご了承ください。

※延滞金は本状発付日の翌日の時点での金額です。本税を完納した日で延滞金は確定しますので、その差額がある場合は別途、納付が必要となります。

1 延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて、税額(税額1,000円未満の端数があるとき、又は税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に対して年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間は、年7.3パーセント)の割合で算出した金額です。

ただし、延滞金特例基準割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントを加算した割合、以下同じ。)が年7.3パーセントに満たない年については、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間は延滞金特例基準割合に年1パーセントを加算した割合(その割合が年7.3パーセントを超える場合は、年7.3パーセント)、それ以後の期間は延滞金特例基準割合に年7.3パーセントを加算した割合となります。

2 滞納処分

この督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、財産の差押えを受けることになります。

(注) この督促について不服がある場合は、この督促状を受け取った日の翌日から起算して3月以内に宇治市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

この処分の取消しを求める訴えは、上記の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に宇治市を被告として(宇治市長が被告の代表者となります。)提起することができます(なお、判決の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えはできなくなります。)。なお、この処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第46号及び別記様式第47号中「1箇月」を「1月」に、「、特例基準割合(各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する)を「、延滞金特例基準割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付)に、「割合)」を「割合。以下同じ。)」に、「特例基準割合に)を「延滞金特例基準割合に)に、「京都府宇治市長」を「宇治市長」に改め、「年月日第号」を削り、「異議申立て等」を「不服申立て等」に、「60日」を「3月」に、「、納税課を経て宇治市長に異議申立てをすることができます」を「、宇治市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)」に、「異議申立てに係る決定」を「審査請求に対する判決」に、「6箇月」を「6月」に、「提起することができます」を「提起することができます(なお、判決の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えはできなくなります。)」に、「なお、処分」を「なお、この処分」に、「、異議申立てに対する決定」を「、上記の審査請求に対する判決」に、「異議申立てが」を「審査請求が」に、「3箇月」を「3月」に、「決定が」を「判決が」に、「その他決定」を「その他判決」に、「、決定」を「、判決」に改める。

別記様式第51号の(表)中

「」を  
「 給与」

「」に、  
「 給与(所得金額調整控除後)」

「」を「」に、  
「 障・寡・勤」  障・寡・ひ・勤」

「」を「」に改め、同様式の(裏)中「

寡婦	寡
一	夫
特	

寡	ひとり
婦	親

この決定」を「この処分」に、「(提出)を「(なお、この処分の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。提出)に、「前記)を「上記)に、「提起することができます)を「提起することができます(なお、判決の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えはできなくなります。)」に、「特例基準割合)を「延滞金特例基準割合)に、「特例基準割合)とは、各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する)を「延滞金特例基準割合)とは、租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付)に改め、「( )内は、国・地方公共団体等に譲渡した場合の税率です。」を削る。

別記様式第52号の(表)中

「」を  
「 所得金額」

「」に、  
「 所得金額(所得金額調整控除後)」

「」を「」に改め、同様式の(

裏)中「(提出)を「(なお、この処分の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。提出)に、「前記)を「上記)に、「提起することができます)を「提起することができます(なお、判決の翌日から起算して1年を経過する

と処分の取消しの訴えはできなくなります。）」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に、「特例基準割合」とは、各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示するを「延滞金特例基準割合」とは、租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付に改め、「※（ ）内は、国・地方公共団体等に譲渡した場合の税率です。」を削る。

別記様式第54号の（裏）中「（提出）」を「（なお、この処分の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。提出）」に、「前記」を「上記」に、「提起することができます」を「提起することができます（なお、判決の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えはできなくなります。）」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に、「特例基準割合」とは、各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示するを「延滞金特例基準割合」とは、租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付に改め、

「※1（ ）内は、国・地方公共団体等に譲渡した場合の税率です。

※2 平成27年度以降は市民税3パーセント、府民税2パー

（裏）

（教示）

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に宇治市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。この処分の取消しを求める訴えは、上記の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に宇治市を被告として（宇治市長が被告の代表者となります。）提起することができなくなります（なお、判決の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えはできなくなります。）。なお、この処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第71号の（表）中「減免額等」を「減免額」に改め、同様式の（裏）中「適用の」を「適用が」に、「減免額等」を「減免額」に、「1箇月」を「1月」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に、「特例基準割合とは、各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示するを「延滞金特例基準割合」とは、租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付」に、

「◎ 納税者がこの賦課決定について不服がある場合は、納税を通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に宇治市長に対して異議申立てをすることができます。ただし、価格の決定などの固定資産評価審査委員会に対して審査の申出ができるものについては、異議の申立て理由から除かれます。

この賦課処分の決定の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に宇治市を被告として（宇治市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあつた日から3箇月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。」

「◎ 固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合は、この通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3月以

セントです。」

を削り、「◎所得控除及び控除差額」を

(控除表)

」

「◎控除差額」に改める。

(控除差額表)

」

別記様式第68号の（表）中「この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。」を削り、同様式の（裏）を次のように改める。

内に宇治市固定資産評価審査委員会に対して文書で審査の申出をすることができます。

◎ 固定資産の価格の決定を除く賦課処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に宇治市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、上記の審査請求に対する判決を経た場合に限り、当該審査請求に対する判決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、宇治市を被告として（宇治市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この判決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があつた日から3月を経過しても判決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

改める。

別記様式第74号の（裏）中「適用の」を「適用が」に、「1箇月」を「1月」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合